

令和2年4月28日

保護者の皆様へ

小美玉市教育委員会教育長 加瀬 博正
小美玉市立小川南小学校長 白井 律子

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る

学校の臨時休業の延長及び学習状況等確認日の実施について（お知らせ）

日頃から本市の教育行政に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本市では、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る対応として、令和2年4月13日（月）から5月8日（金）までを臨時休業としていましたが、県の臨時休業の延長、専門家会議の意見等を踏まえ、感染拡大防止及び児童生徒の安全確保の観点から、臨時休業期間を下記の通り延長することといたしました。

また、今後、臨時休業期間中に緊急事態宣言が解除され、本市での感染拡大が確認されない場合は、徹底した感染予防対策を講じたうえで、児童生徒の健康状況の確認、学習指導を目的に学習状況等確認日を設けます。具体的な方法等につきましては、学校の規模、通学状況等をもとに、今後、各学校からお知らせします。保護者の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染状況等に応じて対応を変更することがありますので、御了承ください。

記

1 臨時休業期間 令和2年5月11日（月）～5月29日（金）

2 臨時休業期間中の過ごし方について

（1）お子様の健康管理について

- ・基本的に自宅で過ごすようにしてください。（図書館や公民館の利用は控えてください。）
- ・集団感染が確認された場所に共通する「換気の悪い密閉空間」、「人が密集している」、「近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件が同時に重なる場所を避けてください。
- ・検温など朝晩の健康観察を行い、体調の変化に気を付けてください。
- ・咳エチケットや手洗いを徹底し、こまめにご自宅のドアノブやテーブルを消毒するなど基本的な感染症対策をお願いいたします。
- ・免疫力を高めるために、バランスのよい食事、適度な運動に努めてください。また、こまめにうがいなどを行ってください。

(2) 家庭での学習について

- ・生活や学習の計画を立てて取り組むなど、規則正しい生活ができるようにしてください。
- ・「いばらきオンラインスタディ」（茨城県教育委員会作成）の授業動画、それぞれの学校において作成したプリントやドリル等を活用して計画的に学習を進めてください。
- ＊「いばらきオンラインスタディ」がご家庭で視聴できない場合は、授業動画をDVDで配付いたしますので、各学校に相談ください。

(3) その他

- ・臨時休業期間中に新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合や感染者との濃厚接触の可能性が疑われる場合は、学校又は教育委員会指導室まで連絡してください。

3 学童保育について

- ・臨時休業期間中の開設時間は、午前8時から午後6時30分までとし、保護者送迎、弁当持参とするなど、長期休業期間と同様の対応とします。
- ・学童保育の預かりについては、感染拡大防止の観点から低学年（小学1年生～3年生）を対象とし、高学年（小学4年生～6年生）については自宅で過ごすことを原則としておりますので御理解、御協力をお願いいたします。
- ・感染拡大防止の観点から、できる限り自宅で過ごすようにしてください。また、発熱等風邪の症状がみられる場合は、利用を控えてください。

4 預かりのできない児童への対応について

- ・医療関係従事者、社会機能を維持するための業務従事者、一人親家庭のお子様で預け先が確保できない場合は、個別に相談に応じ、学校で預かります。学校に相談ください。
- ・預かり時間は、午前8時30分から午後3時とし、保護者送迎、弁当持参とするなど、長期休業期間と同様の対応とします。

5 その他

- ・すべての家庭を対象に2週間に1回程度の電話連絡等を行い、お子様の様子を確認させていただきます。
- ・御心配なことがあれば、学校までご相談ください。
- ・6月1日（月）の学校再開時の日程や準備物については、各学校のホームページ、メール配信等でお知らせします。

お問い合わせ
小美玉市教育委員会指導室
0299-48-1111
内線2231, 2232